

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 204 回 年金分割は熟年離婚の切り札か？

2007.6.3

年金制度改革の一環として、2007 年 4 月より「離婚時の年金分割」が可能となった。注目されている年金分割だが、まだまだ誤った認識を持っている人、多いようだ。例えば、離婚する女性（妻）が、「夫がもらう年金の半分を受け取ることができる」とか「2008 年 4 月まで離婚を我慢すれば、自動的に夫の年金の半分がもらえるようになる」といったように、まだまだ勘違いしているようである。

年金分割は、2007 年 4 月からの「離婚等をした場合の合意による厚生年金の分割」と、2008 年 4 月からの「離婚等をした場合の第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割」の 2 段階で実施される。前者は当事者間の合意が必要なため「合意分割」、後者はどちらか一方の請求があれば分割可能なため「強制分割」とも言われている。今回は既にも実施されている、前者の「合意分割」について紹介する。

まず、対象となる人、2007 年 4 月以降に離婚した人である。2007 年 3 月以前に既に離婚してしまった人は、残念ながらこの制度は利用できない。分割するのは、配偶者の厚生年金保険料の納付記録である。受給しているあるいは受給する見込みの年金そのものが分割されるわけではない。また、分割されるのは報酬比例部分かつ夫婦の婚姻期間の記録に限定される。夫婦が結婚する前の期間は分割対象とならないから、仮に保険料納付記録が 40 年間あったとしても、婚姻期間が 20 年間であれば、分割の対象となる期間は半分の 20 年間になる。

分割割合は、婚姻期間中の当事者双方の標準報酬総額の 5 割（1/2）までとなる。標準報酬総額が少ない方が、分割することによりさらに少なくなるような分割はできない。分割においては、離婚当事者の協議による分割割合の合意が必要となる。当事者間で合意できない場合は、裁判所で分割割合を決定することもできる。

分割割合が合意できたら、離婚から 2 年以内に社会保険事務所に請求する。40 歳の人離婚した場合、年金を受け取ることができるのは早くても 20 年後だが、請求は 2 年以内におかないと分割できない。後の祭りとならないよう注意が必要だ。但し、離婚から 2 年以内に調停等を申立て場合で、2 年を超えてようやく成立したようなケースでは、その成立から 1 月以内の請求であれば可能である。

法律上夫婦でない、いわゆる「事実婚」の場合でも年金分割は可能となる。その場合の分割対象期間は、被扶養配偶者として国民年金の第 3 号被保険者となっている期間に限定される。

一般的に年金額の少ない妻が離婚するにあたり、夫の年金の半分以上を貰おうと当てにするわけだが、制度を確認し、正しく理解されると、離婚を考え直すことになるかも知れない。